

議案第121号

さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成24年9月12日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市生活環境の保全に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市生活環境の保全に関する条例（平成20年さいたま市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第36条、第58条関係） ～ [略] 汚水等に係る指定施設		別表（第36条、第58条関係） ～ [略] 汚水等に係る指定施設	
項	施設	項	施設
1	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号） <u>別表第1第66号の5</u> に掲げるものを除く。）で1日当たりの給食能力が350食以上のもの	1	弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゅう房施設（水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号） <u>別表第1第66号の4</u> に掲げるものを除く。）で1日当たりの給食能力が350食以上のもの
2	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。3の項において同じ。）又は病院に設置されるちゅう房施設（水質汚濁防止法施行令 <u>別表第1第66号の4</u> 及び第68号の2イに掲げるものを除く。）で1日当たりの給食能力が350食以上のもの	2	共同調理場（学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条に規定する施設をいう。3の項において同じ。）又は病院に設置されるちゅう房施設（水質汚濁防止法施行令 <u>別表第1第66号の3</u> 及び第68号の2イに掲げるものを除く。）で1日当たりの給食能力が350食以上のもの
[略]		[略]	
5	飲食店（水質汚濁防止法施行令 <u>別表第1第66号の8</u> に掲げる飲食店を除き、総床面積が250平方メートル以上のものに限る。）に設置されるちゅう房施設（ <u>同表第66号の6</u> 及び第66号の7に掲げるものを除く。）	5	飲食店（水質汚濁防止法施行令 <u>別表第1第66号の7</u> に掲げる飲食店を除き、総床面積が250平方メートル以上のものに限る。）に設置されるちゅう房施設（ <u>同表第66号の5</u> 及び第66号の6に掲げるものを除く。）

[略]

・ [略]

[略]

・ [略]

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。